

小千谷市手話言語条例（案）パブリックコメント集計結果について

1 パブリックコメント実施状況

(1) 意見募集期間

平成29年10月10日（火）～11月6日（月）

(2) 意見募集の結果

提出状況 27件（17者）

2 意見の概要と市議会の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	市議会の考え方	条例修正の有無
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や手話は言語であること、ろう者の歴史的背景などが簡潔にまとめられ、条例の必要性が最初に読んで理解できるとも分かりやすい条文となっている。 ・条例の必要性が高まっているような文であり、期待しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例制定は全国的な機運となっており、必要性が高まってきているものと認識しております。 	無
2	前文 1行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「手指や身体の動き」の次に「表情」も入れてほしい。第3条（定義）(1)「非手指の動き」に含まれていますが、ろう者は、表情にも意味があり、とても大切なのでぜひ加えてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話において表情は重要な意味を持ちますので、「手指や身体の動き」に「顔」を追加し、「手指や顔、身体の動き・・・」とします。 	有
3	前文 5行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「理解が乏しく」という文は、差別を感じます。「ろう者及び手話に対する理解が乏しく」の「及び」というのは、ろう者の回りの環境または地域の人たちが理解に乏しいということでしょうか。社会が手話に対して理解がないということでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会、地域の人たちが「ろう者の環境」や「手話」に対して更なる理解が必要である、という考えです。 	無
4	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> ・「手指日本語」という部分が初めて聞く言葉で、本では著者によっても言い回しが違うところがあります。 ・「手指日本語」について、「日本語対应手話」のほうが一般的でしょうか。「手指日本語」とした理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり「日本語対应手話」が一般的であると認識しております。 ・「手指日本語」は、音声ではなく手指で表現している「日本語」であり、文法的に別体系である「手話（日本手話）」とあえて明確に区別すべきとの考えに基づいております。また関係団体からも区別の要望をいただいております。 	無
5	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本手話及び手指日本語（以下「手話」という。）の部分を「手話」だけとし、第3条（定義）で、「この条例において、手話とは、日本手話及び手指日本手話という。」としたほうが分かりやすいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者及び難聴・中途失聴者にとって大切な言語であります「日本手話」と「手指日本語」は、区別すべき別な言語であるという思いを強調したく、目的条項において両方を明記するものであります。わかりやすい条例となるよう努めてまいります。 	無

No.	該当箇所	意見の概要	市議会の考え方	条例修正の有無
6	第2条（基本理念）	・何が何に対して「基本として行わなければならない」のか明記したほうが良いと思います。	・第4条・第5条・第6条における、市の責務・市民の役割・事業者の役割の基本的な考え方となります。	無
7	第2条（基本理念）	・「ろう者及び難聴・中途失聴者」について、「中途失聴者・難聴者」のほうがしっくりするように思います。	・「難聴・中途失聴者」とは、難聴者と中途失聴者を併記で表すものであり、現状のままの表記とします。	無
8	第2条（基本理念）	・「手話を必要とする市民」がどういう市民の方々を指すのか明確でないように思います。「聴こえる市民」に変更したらどうか。 ・条文を「ろう者及び難聴・中途失聴者（以下「ろう者等」という。）が聴こえる市民と円滑にコミュニケーションを行う権利を尊重し、より豊かな生活や人間関係を築く社会を実現することを基本とする。」としたらより分かりやすいのではないかと。	・「手話を必要とする市民」とは、ご家族や友人、各関係団体をはじめ、ろう者、難聴・中途失聴者とコミュニケーションを行う全ての市民を指しており、ろう者及び難聴・中途失聴者並びに手話を必要とする市民の権利の尊重を図ることで、全ての市民の豊かな生活や人間関係を築くための理念であり、現状のままの表記とします。	無
9	第3条（定義）	・日本手話、手指日本語、ろう者、難聴者・中途失聴者の定義は、なくてもいいように思います。特に、ろう者、難聴者・中途失聴者の定義は、なくても通じると思います。	・日本手話、手指日本語、ろう者、難聴者、中途失聴者への理解を市民に広めるため、その違いを明確に示す必要があると考えます。	無
10	第3条（定義）	・日本手話や手指日本語、ろう者や難聴者について定義に定めることにより、手話や聴覚障害者への理解を広く市民に広めるための方策を考えた場合、その違いが明確に示されていることで、市民にとってより理解が深まり、効果的でもある。	・日本手話や手指日本語、ろう者や難聴者について、今後も市民へのわかりやすい理解に努めます。	無
11	第3条（定義） (4)	・要約筆記もコミュニケーションの一つですが、「手指日本語等」に含まれるのでしょうか。書いた文をやり取りする「筆記等」を入れると第13条（その他の意思疎通の支援の推進）の「要約筆記」が伝わると思います。	・第3条の手指日本語等には要約筆記も含まれます。 ・手話言語条例は、手話を言語として認めようという言語条例であり、基本的には手話に関する内容になるとの考えから現状のままの表記とします。	無
12	第5条（市民の役割）	・「手話に対する理解と」の次に「手話でコミュニケーションが図れる」を加えることはできないか。（理解に止まり、市民が手話を学ばない。表すことに移行しないのではないかと。）	・「手話でコミュニケーションが図れる」は「普及」に含まれており、また第8条（学ぶ機会の確保）も規定されておりますので、現状のままの表記とします。	無

No.	該当箇所	意見の概要	市議会の考え方	条例修正の有無
13	第7条（施策の推進） （3）	・行政主催のイベント・行事等は、ろう者の参加の有無に関わらず、情報保障が付けば、ろう者の申請の手間が省け、自由に参加できると思います。また、常に情報保障が付けば、市民の方々も情報保障の必要性を認識し、講演会等での手話通訳が目障りと言う声も減少すると思います。	・ご意見を参考に市議会としても施策の推進に努めてまいります。	無
14	第7条（施策の推進）	・第7条と第8条の間の2は何か分かりません。1は「市は、障害者基本法・・・」でしょうか。	・条例文の形式として「1」は明記しないものとされており、「1」にあたる箇所は、ご指摘のとおり「市は、障害者基本法・・・～（5）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策」までとなります。	無
15	第7条（施策の推進）	・（1）から（5）の施策のように、ろう者等その他関係者が自ら発信しやすい場（意見を積極的に出せる機会）が確保できる施策がほしいです。	第7条の2項に、市は意見を聞く機会の確保に努めるものとする、との内容が明記されております。	無
16	第8条（手話を学ぶ機会の確保）	・手話が言語となるなら、保育園や小学校、中学校、高校で教科にしてほしい。	・現状は総合学習等で手話を取り入れている保育園や学校もあります。市議会としては今まで以上に手話を学ぶ機会ができるよう、働きかけてまいります。	無
17	第8条（手話を学ぶ機会の確保）	・手話奉仕員養成講座を毎年継続してほしい。	・市議会としては今後も継続するよう働きかけてまいります。また、多くの方からご参加いただきたいと考えます。	無
18	第9条（事業者への支援）	・市役所等公共の場所に手話通訳を設置してほしい。	・市議会としては、手話通訳を含めて円滑なコミュニケーションを図れるよう今後も働きかけてまいります。	無
19	第10条（緊急時及び災害時の対応）	・緊急時や災害時において、外観では障がい者と判断され難い聴覚障害者にとって、支援措置として特にコミュニケーション支援体制は必要不可欠であり、命を守る大切なものである。支援体制の整備により、日々の生活においても安心して暮らすことができる。	・全ての状況において全ての市民が安心してコミュニケーションができるよう、市議会として働きかけてまいります。	無
20	第10条（緊急時及び災害時の対応）	・災害時において外観では聴覚障がい者とは判断されにくい状況。支援体制の整備において充実な体制を整えてほしい。	・全ての状況において全ての市民が安心してコミュニケーションができるよう、市議会として働きかけてまいります。	無

No.	該当箇所	意見の概要	市議会の考え方	条例修正の有無
21	附則（条例の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・施行後3年の見直しが見直されているため、今後より良い施策へと繋がることにより、聴覚障がい者が希望を持ち、いきいきと暮らせる社会に変革することを期待したい。 ・見直しにより、今後より良い条例ができることを益々期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行後3年を目途に見直す部分はしっかりと見直し、ろう者及び難聴者・中途失聴者が希望を持ち、いきいきと暮らせる社会に繋がるよう市議会も努めてまいります。 	無
22	附則（条例の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の実施状況の評価を市民に示してほしいです。そのためにも施行するにあたり予算を含め、具体的な施策を示してほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年を目途に評価を行います。 ・今後、行政や関係団体と協議しつつ具体的な施策を検討していきます。 	無
23	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・条の見出しについて、行間がないため分かりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例文の形式としてお示ししておりますが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。 	無
24	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・条例（案）では「聞こえ」を使用しているが、聴覚障がい関係では「聴こえ」を使用する。どういうものだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「聞こえ」は「聴こえ」を含んでいると考え、現状のままの表記とします。 	無
25	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の方は外見からは、障がいのある無しが判りづらく、障がいの程度には個人差があります。実際「音声」によるコミュニケーションから疎外される状況下で苦勞されているところです。基本的人権を保障するため、今回の「手話言語条例」は必要であると強く思います。特に第7条（施策の推進）、第10条（緊急時及び災害時の対応）、第13条（その他の意思疎通の支援の推進）について取り組んでほしいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての状況において全ての市民が安心してコミュニケーションができるよう、市議会として働きかけてまいります。 	無
26	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、当事者や行政の方々など関係者と意見交換や協議を重ねながら作成された条例（案）なので、新潟県内市町村のモデル条例になっていると思います。手話やろう者の定義も分かりやすく、小千谷市のろう者が求める「日本手話」を明記し感謝しています。「手指日本語」も条例案で使われるのは日本初なので、手話には日本手話と手指日本があり、ベースとなっているものが異なることを市民に理解・普及して行ってほしいものです。条例制定後も当事者や行政、関係者との意見交換を定期的に行いながら、ろう者が参加しやすい社会づくりに一緒に取り組んでいきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体でも手話言語条例は制定・施行されておりますが、それら先例を参考にしつつ、今まで以上にろう者へ寄り添った条例を目指してまいりました。 ・今回の手話言語条例制定に向けて、ろう者や商工会議所をはじめとした関係団体、新潟県との意見交換を重視してまいりましたので、今後も継続的な意見交換は必要であると考えます。 	無

No.	該当箇所	意見の概要	市議会の考え方	条例修正の有無
27	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・条例文全体がとても内容の良いものとなっている。 ・条例を作成していただき、うれしく思います。一步前進できるよう期待しています。 ・暮らしやすい小千谷のために、本条例施行は喜ばしいと思う。 ・早期施行を願っている。 ・今回の取り組みが他の福祉事業にも生きてくることを期待する。 ・手話の勉強をしているので言語として認め、尊重しているが、一般には理解されていないことが事実。条例が制定されれば、公共施設や幅広い分野で手話を取り入れる機会が増え、手話を勉強する市民も増えるでしょう。 ・私たち聴覚障がい者の生活に良い影響を与えたいと思ひ、期待しています。 ・第1条から第14条まで同意します。手話が多くの場所で活躍出来ればと思います。 ・全体的には条例制定の趣旨に賛同します。多くの議員の方々が、自らが政策を訴え、その実現のために行動し、こうした形にしていくことが、市民にとって見えやすい市政につながっていると思ひます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者、難聴・中途失聴者をはじめ、全ての市民が安心して生活できる社会の実現に向けて市議会も努めてまいります。 ・市民にとって見えやすい市政につながるよう対策や政策を考え、行動し、実現できるよう努めてまいります。 	無